

周防灘における小型機船底びき網漁業の資源管理の取組（案）

1. 漁獲努力量削減措置

マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ及びシャコについて、以下のとおり小型魚の水揚げ制限を実施する

魚種名	水揚げ制限サイズ*
マコガレイ	全長15cm以下
メイタガレイ	
イシガレイ	
ヒラメ	全長25cm以下
クルマエビ	全長10cm以下
シャコ	

2. 産卵親魚の保護

抱卵ガザミの産卵機会を確保するため、抱卵ガザミの再放流及び放卵のための蓄養を実施する。

3. 資源の積極的培養措置

関係三県等で協調して種苗放流等を推進するための体制を強化するとともに、対象魚種の種苗放流に努める。

また、水産資源の持続的利用及び漁業生産のより一層の回復・増大を図るため、魚類の蛸集、発生及び発育が効率的に行われる魚礁漁場の造成や有用水産生物の発生・育成に適した増殖場の整備を推進する。

4. 漁場環境の保全

漁場の生産力の回復や水産資源の生育場の環境改善を図るため、藻場・干潟の造成及び堆積物の除去、覆砂等を推進するとともに、漁場・海浜清掃等による漁場環境の維持・保全に努める。

（参考）対象漁業種類

漁業の種類		地方名称
小型機船底びき網漁業	手繰第二種	えびこぎ網漁業（山口県、福岡県）
		こぎ網漁業（大分県）
	手繰第三種	けた網漁業（山口県、福岡県）
		貝けた網漁業（大分県）